

**「実務対応報告公開草案第2号 退職給付制度間の移行等の会計処理に関する
実務上の取扱い(案)」に対する意見**

平成14年3月18日

日本公認会計士協会

このたび公表されました「実務対応報告公開草案第2号 退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」に対する当協会としての意見を以下のとおり申し上げます。

1. Q1について

(コメント1)

第3パラグラフに「上記(2)のような場合には当該施行日(改訂された規程や規約の適用が開始される日)が適当であると考えられる。なお、決算日後に廃止日又は施行日が到来する場合でも、決算日現在では退職給付債務の数理計算が行われることに留意する。」と記述されているが、決算日現在において退職給付債務と、未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異の計算は従来採用してきた方法(制度が存続することを前提として算定する。)を継続して採用するのか、また、施行日までの期間を勘案して退職給付債務を算定し、未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を償却するのか、明記していただきたい。

当該会計処理を考える場合、厚生年金基金の代行部分返上において、認可の日に会計処理する方法を採用する企業が、返還前に決算期が到来した時に会計処理する方法と同一であることが望ましいと考えるので、こうした点について、明確に記述することを望むものである。

(コメント2)

第4パラグラフには「年金資産からの支給又は分配の場合も、……また、施行日から実際の支給や移換の時点までの期間は短いことから、上記のような権利義務の変化に基づいて、施行日に終了の会計処理を行うことが適当と考えられる。」と記述されているが、「終了の会計処理」について、退職給付債務と未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異の償却の会計処理を行うことについて明記してもらいたい。「終了」という言葉は、企業会計基準適用指針第1号において独特の意味合いをもって使用されており、実務対応報告という報告書の性格上、具体的に記述することが望ましいと考えるからである。

2. Q2について

(コメント1)

第1パラグラフに「決算日が改訂日から大きく離れていないなど各々の時点において数理計算を行っても、単に煩雑となるだけであるような場合には、実務上、改訂日現在ではなく決算日現在で退職給付債務の数理計算を行うことも許容されることが考えられる。」と記述されているが、「単に煩雑となる」という理由で「許容される」ということは会計上の指針を提供する報

告書において妥当な記述とは考えられない。例えば「改訂日と決算日とが大きく離れていないので、退職給付債務は数理計算を行わなくても見積りが可能なので…」とすべきである。

(コメント2)

第1パラグラフに「規程等の改訂が当期中に行われ、終了損失の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当該終了損失の額を当期の退職給付費用として計上し退職給付引当金を増加させる処理を行う必要がある。」と記述されているが、Q1に対するAの最後のパラグラフと同様であり、重複して記載している。削除するか、又は全体の構成を考えてその記述箇所を再検討すべきである。

(コメント3)

第2パラグラフに「なお、前段にしたがって当該終了損失の額を当期に処理した場合を除き、翌期首である施行日に行われる退職給付制度の終了の会計処理が次期の財務諸表に与える影響額を、当期の財務諸表に注記することが必要である。」と記述されているが、以下の点について再検討すべきである。

- ①「翌期首である施行日」は「施行日が翌期首である場合」とすべきである。
- ②「次期の財務諸表」は「翌期の財務諸表」とすべきである。
- ③「前段に従って」は、上記(コメント2)の訂正に伴い文言を修正することになる。

3. Q3について

(コメント)

第2パラグラフには「Q1のAのような考え方を踏まえれば、大量退職の場合の終了の会計処理を行う時点は従業員の退職時点と考えられるが、大量退職は一時点に生じるとは限らないことから、大量退職となるような計画が具体的に実行されたという事実（例えば、従業員が早期退職制度に応募したこと）に基づいて、」と記述されているが、「計画が具体的に実行された」とは「従業員が早期退職制度に応募したこと」という表現だけでは多様な会計処理をもたらす可能性があり、計画の具体的実行についてより詳細に記述する必要がある。例えば、大量退職計画は経営委員会などにより正式に決議され、従業員に対して正式に告知され、かつ、従業員が署名した退職届を企業が正式に受理し、承認した場合などと記述することが望ましい。こうした会計実務は国際的会計基準ではすでに会計慣行があり、国際的調和の観点から当該条項を参照してその会計指針をより具体的に明記すべきである。

4. Q6について

(コメント)

第1パラグラフに「もっとも、Q2のAのただし書きのように、決算日が改訂日から大きく離れていないなど各々の時点において数理計算を行っても、単に煩雑となるだけであるような場合には、実務上、改訂日現在ではなく決算日現在で退職給付債務の数理計算を行うことも許容されると考えられる。」と記述されているが、「単に煩雑となるだけ」とは、上記2. (コメント1)を参照して修正される必要がある。

5. Q7について

(コメント)

第2パラグラフに「また、当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理するため、発生しているもののうち未拠出の額は、未払金として計上するものと考えられる。」と記述されているが、「発生しているもの」とは会計基準の記述と同様に「当該制度に基づく要拠出額」とすべきである。現行の記述では「発生している」という定義について述べる必要があるが、会計基準と同様の記述をすればその内容は明確に理解できるからである。

以 上